

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者の要介護・要支援認定調査業務
発 注 課	保健福祉局総務部保護自立支援課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の者で特定16疾病に該当し、かつ医療保険に未加入の者をいう。）に係る要介護（要支援）認定新規申請に関する認定調査（以下「認定調査」という。）は、「生活保護法による介護扶助の運営要領に関する疑義について」（平成13年3月29日付け社援保発第22号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）第2の問7により、介護保険被保険者との統一を図るため、介護保険と同様の取扱いとすることが適当とされている。</p> <p>そして、介護保険においては、認定調査は、市町村職員又は指定市町村事務受託法人のみが実施できることとされており、札幌市で指定市町村事務受託法人の事務受託の指定を受けている事業者は、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」）のみであり、本市介護保険課においても、8割以上の認定調査を社会福祉協議会に委託して実施している。</p> <p>以上のとおり、生活保護受給者及び支援給付受給者で札幌市介護保険被保険者以外の者における認定調査業務について、公平・中立かつ円滑に執行できる体制が整っている事業者は社会福祉協議会のみであることから、随意契約（特定）を行うこととしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年2月27日